

職業紹介事業に係る手数料

【事業所名】株式会社メーヴェ

【許可番号】13-ユ-308843

当事業所では、職業安定法に基づき、以下の通り手数料を定めております。

1. 求人者(採用企業)から徴収する手数料

求人者から徴収する紹介手数料については、以下の通り「届出制手数料」を採用しております。

(1) 紹介手数料(成功報酬)

職業紹介が成功し、雇用契約が締結された場合に、求人者より申し受けます。

【手数料の額】

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(理論年収)の35%(消費税別)を上限とします。※理論年収とは、基本給、諸手当、賞与を含む額を指します。

(2) 求人受付手数料

【手数料の額】

当事業所は、求人受付手数料を徴収いたしません。

2. 求職者から徴収する手数料

求職者(仕事を探している方)からは、いかなる名目においても手数料を一切徴収いたしません。

3. 返戻金(返金)制度に関する事項

当事業所の紹介により入社した求職者が、自己都合等により早期に退職した場合、受領済みの紹介手数料を以下の割合で求人者へ返還する制度を設けております。

入社から1ヶ月以内の退職：紹介手数料の80%を返還

入社から1ヶ月超3ヶ月以内の退職：紹介手数料の50%を返還

入社から3ヶ月超6ヶ月以内の退職：紹介手数料の10%を返還（※任意設定）

※詳細な返金条件については、求人者と締結する「紹介業務委託契約書」の定めに準じます。